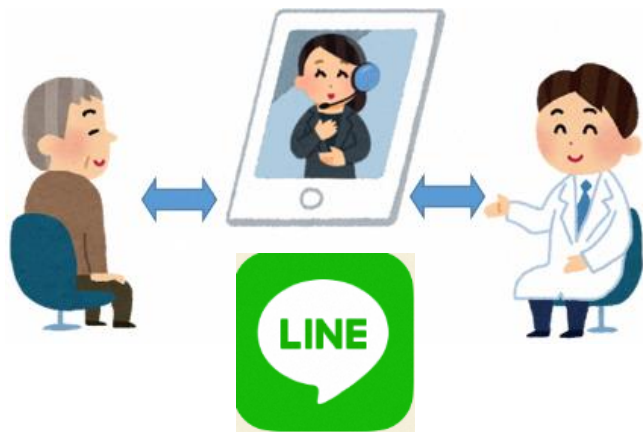


# 遠隔手話通訳の利用について

## 遠隔手話通訳とは・・・？

手話通訳者が医院に同行できない時、スマホ等（スマートフォンやタブレット端末）を使い、手話通訳を行います。

（新型コロナウイルス感染症にかぎります。）



## 利用できる人は・・・？

発熱や咳などの症状があり、受診するために手話通訳を必要とする県内の聴覚障がい者です。

利用時間は平日の9時から17時です。

※手話通訳を必要としない聴覚障がい者（難聴者や盲ろう者など）の方は、聴覚障がい者情報支援センターにご相談ください。

## 利用する前に・・・？

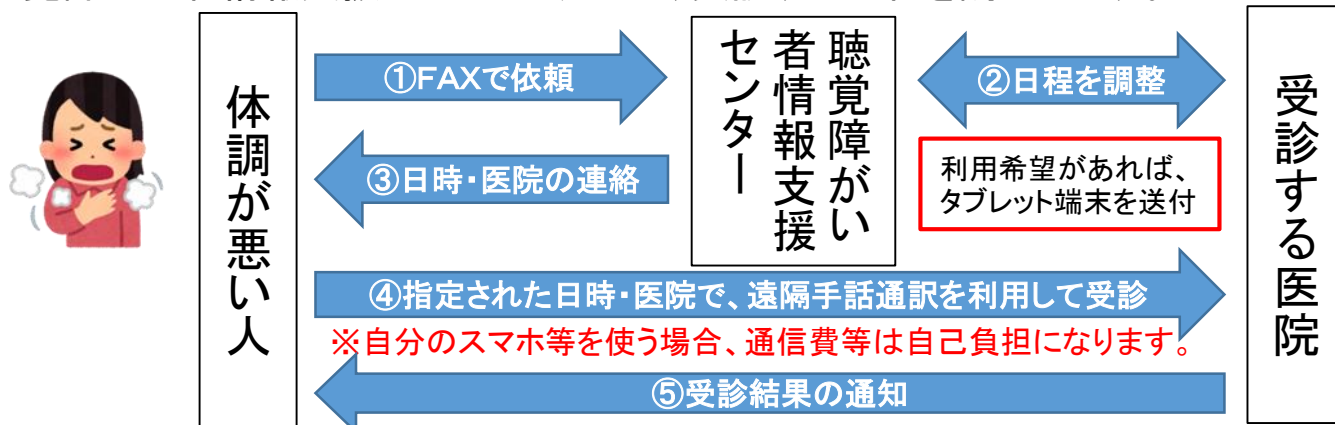
原則として、自分のスマホ等を使用しますので、LINEをインストールし、聴覚障がい者情報支援センターと「友だち登録」をしてください。

※聴覚障がい者情報支援センターLINEのQRコードはこちら⇒  
スマホ等がない場合は、聴覚障がい者情報支援センターのタブレット端末を無料で利用できますが、医院に送付する日数がかかります。



## 遠隔手話通訳を利用するまでの流れは・・・？

発熱や咳などの症状がでたら、「遠隔手話通訳依頼FAX送信票」（裏面にあります）を聴覚障がい者情報支援センターに送ると、受診する日程を調整します。



【連絡先】山形県聴覚障がい者情報支援センター

〒990-0021 山形市小白川町2-3-30 小白川庁舎1階

TEL/FAX : 023-666-7616

電子メール : y-mimi@white.plala.or.jp (yの次はハイフン)

ホームページ : <http://y-mimi.sakura.ne.jp/>